

適合証明業務料金規程

【趣 旨】

第1条 この適合証明業務料金規程（以下「規程」という。）は、株式会社 I-PEC（以下「当機関」という。）が独立行政法人 住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成24年4月）第10条第1項に定める適合証明業務に係る料金について必要な事項を定めるものとする。

【料金の区分】

第2条 適合証明業務の料金は、新築住宅（フラット35、財形住宅融資）、中古住宅（フラット35、財形住宅融資）、賃貸住宅融資及びリフォーム融資および遠隔地検査料金に区分する。

【適合証明業務の料金】

第3条 適合証明業務の料金は、第2条の区分に従い、一申請につき、手数料表に定める適合証明業務料金とする。

【遠隔地料金】

第4条 検査対象建築物の所在地が、遠隔地に該当する場合の追加現場検査料金を遠隔地手数料に設定する。ただし、当機関にて同時に2種類以上の検査を実施する場合は、いずれかの検査にて遠隔地手数料を加算する。

【料金の支払方法及び納入時期】

- 第5条 申請者、建築主、代理者、設計者、工事監理者又は工事施工者（以下「申請者等」という。）は、料金を現金もしくは当機関が指定する銀行口座に振込のいずれかの方法により支払うものとする。ただし、銀行振込に係る手数料は申請者等が負担するものとする。
- 2 前項の料金は、申請と同時に納入することを原則とする。ただし、銀行振込の場合は、申請する前日までに当機関にて納入確認ができる方法を原則とする。
 - 3 申請者等と当機関の協議により合意した場合に限り前各号とは異なる別の支払い方法及び納入時期に変更することができる。

【料金の返還】

第6条 収納した料金は、原則として返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合にはこの限りでない。

【料金の増減額】

- 第7条 当機関が適合証明業務を効率的（住宅性能評価業務規程2025年4月1日改定版 第31条を準用する）に審査または検査の実施ができると判断した場合には、料金の減額をすることができる。
- 2 審査または検査実施において、申請者等の責による理由により適合証明業務実施にあたり要した時間を考慮し、当機関の住宅性能評価業務規程（2025年4月1日改定版）第32条を準用することが妥当と当機関が判断した場合は、料金の追加請求ができる。

【特例料金の適用】

第8条 本規程が適用できない特別な理由を有する物件もしくは本規定において設定されていない状況を考慮すべきと当機関が判断した物件については、別途特例の料金を追加設定することができるものとし、適用に当たっては別途協議とする。

【経過措置について】

- 第9条 旧住宅金融公庫融資の経過措置に係る物件検査については個別相談とする。
- 2 令和5年3月31日までの技術的基準が適用できるものについての適合証明業務についての料金は平成26年4月1日版の料金規程を適用する。
 - 3 令和7年3月31日までの技術的基準が適用できるものについての適合証明業務についての料金は令和5年4月1日版の料金規程を適用する。
 - 4 申請者等からの求めに応じ、適合証明業務にかかる見積を交付済みのものについては従前の料金規程を適用する。但し、本改正（令和7年4月1日施行）が適用される半年前の期間内に交付した見積にかぎる。

【適合証明書の再交付料金】

- 第10条 申請者等は正当な理由がある場合は、適合証明書の再交付願出書を当機関に申請することで再交付を求めることができる。
- 2 再交付にあつての料金は本規程に定める。
 - 3 再交付をおこなう適合証明書には、再交付であることならびに再交付日を明記する。

【附則】 この規程は、令和 7年4月1日から施行する。

改正施行 : 平成26年4月1日
改正施行 : 令和 5年4月1日
改正施行 : 令和 7年4月1日

